

甲府市農業委員会6月定例総会議事録

1. 日 時 令和5年6月29日（木曜日）午後3時40分から午後4時40分

2. 会 場 ベルクラシック甲府

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 渡邊 初男 2 番 小松 芳彦 3 番 菊島 建 4 番 池田 哲郎
5 番 落合 洋子 6 番 關野 登 7 番 田中 由美 8 番 後藤 良仁
9 番 土屋 三千雄 10 番 越石 和昭 11 番 小澤 博 12 番 山村 忠弘
13 番 雨宮 洋文 14 番 末木 瑞夫 15 番 矢崎 正勝 16 番 塚田 泰英

【農地利用最適化推進委員】

1 番 佐々木 茂隆 2 番 萩原 斉 3 番 植田 泰 4 番 山本 光信
5 番 平澤 友良 6 番 山本 俊一 7 番 杉原 正芳 8 番 松木 正治
9 番 小池 厚 10 番 二宮 茂徳 14 番 金丸 輝男 15 番 若尾 忠昭
16 番 亀井 智

4. 欠席委員

【農業委員】（0名）

【農地利用最適化推進委員】（5名）

11 番 大森 由彦
12 番 佐野 満
13 番 齊藤 藤雄
17 番 池谷 幸男
18 番 長田 茂季

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二
農地係 係 長 清野 隆彦
係 長 中村 勝
主 任 内藤 ひとみ
振興係 係 長 牧野 公治
主 任 平山 あす香

6. 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 特定農地貸付（市民農園）の承認について
- 議案第5号 令和5年7月告示分農用地利用集積計画の承認について
- 議案第6号 令和5年7月告示分農用中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
- 議案第8号 令和6年度山梨県農業行政施策に関する意見書（案）について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後3時40分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和5年6月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会6月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、6月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、4番の池田 哲郎委員と6番の關野 登委員をお願いいたします。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の第 3 条許可申請は、有償移転が 1 件ございまして、第 3 条の資格要件を全て満たしております。

議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、西面、南面は農地、北面は甲府市道となっております。

譲受け人は、〇〇であり、〇〇で、〇〇を行っておりますが、〇〇するため、申請地を取得したいとのことです。

譲受け人の現在の経営面積は、〇〇ではありませんが、〇〇で〇〇㎡耕作しており、取得後は、〇〇㎡となり、申請地には、〇〇を行う計画であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をまいります。

つぎに、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の4条許可申請は、1件ございます。

議案書2ページの1番、地図は2ページの4条NO.1、5条NO.1をご覧ください。
地図、上の方が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は甲府市道、西面は宅地、北面、南面は農地となっており、農地区分
は、第2種農地と判断いたしました。

申請人は、昭和〇〇年に、申請地と〇〇を含めた土地に、〇〇を受けずに〇〇し、
これまで〇〇しており、現在に至っておりますが、長年に渡り、〇〇を怠り、使用し
てきたことから、これを〇〇する必要があるため、今回、〇〇による申請となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告
は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をして
ください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第2号については、決定し、許可
書の交付をして参ります。

つぎに、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。
事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

今月の5条許可申請は、所有権移転が9件、使用貸借が2件、賃貸借が1件、賃貸
借の一時転用が4件、合計16件ございます。

最初に、議案書3ページの1番、地図は、今、見ていただいた2ページの下の方の5
条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、南面、北面は農地、西面は宅地及び、甲府市道となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

借り人は、貸し人の〇〇であります。借り人の現在の〇〇が〇〇なため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書2番、地図は3ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は農地、西面は甲府市道、北面は農地及び宅地となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は〇〇で〇〇しておりますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定でございます。

続きまして、議案書3番、地図は4ページの5条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は宅地、北面、西面は道路となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、現在の住まいが、〇〇の対象地となり、移転するため、現居住地から〇〇で用地を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書4ページの4番、地図は5ページの5条NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面は宅地、南面は農地、北面は甲府市道となっており、農地区分は、第3種農地と判断しました。

借り人は、〇〇で〇〇しておりますが、〇〇であるため、申請地を賃借し、〇〇として利用したいとのことですが、長年にわたり、〇〇を怠り、〇〇として使用してきたことから、これを〇〇する必要があるため、今回、〇〇による申請となります。

続きまして、議案書5番、地図は6ページの5条NO.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地は、全方面が宅地となっており、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、申請地の〇〇で、〇〇しておりますが、現在の〇〇だけでは不足であり、また、〇〇であるため、今回、申請地と、申請地に隣接する、〇〇も合わせた、〇〇㎡

の土地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇として使用する計画であります。

続きまして、議案書 6 番、地図は 7 ページの 5 条 NO.6 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、北面は農地、西面は宅地、南面は甲府市道となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

借り人は、貸し人の〇〇であります。借り人の現在の〇〇が〇〇なため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書 5 ページの 7 番、地図は 8 ページの 5 条 NO.7 番をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、西面は農地及び宅地、南面は宅地、北面は甲府市道となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で〇〇しておりますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書 8 番と 9 番は関連案件になります。地図は 9 ページの NO.8、NO.9 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人 につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、北面、西面は道路、南面は一級河川となっており、農地区分は、第 3 種農地と判断いたしました。

譲受け人は、申請地の〇〇で、〇〇しておりますが、〇〇できなくなることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書 6 ページの 10 番、11 番、12 番は関連案件になります。

地図は、10 ページの 5 条 NO.10 から NO.12 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は事業所、西面は宅地、南面は甲府市道、北面は国道となっており、農地区分は第 2 種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で、〇〇しておりますが、現在の〇〇が〇〇となり、新たに用地を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことです。

なお、敷地内に降った雨水の処理は、既存の水路には流さず、敷地内に雨水浸透柵を設置し、地下へ浸透させる計画であります。

続きまして、議案書 7 ページの 13 番から 8 ページの 16 番までは、関連案件となりま

す。

地図は 11 ページの 5 条 NO. 13 から NO. 16 をご覧ください。

この案件は賃貸借の一時転用の案件となります。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、北面は農地、西面は宅地、南面は山梨県道となっております。

借り人は、〇〇で、〇〇しておりますが、今回、〇〇を請け負い、その〇〇のための資
〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を
賃借し、〇〇として一時使用したいとのことです。

なお、〇〇には、〇〇などを置く計画であります。

また、一時転用として使用する期間は、〇〇年間で、宅地部分も含め〇〇㎡を使用する
計画であり、事業期間を終了した後は、農地へと復元を行うことになっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 3 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をして
ください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定します。

この議案のうち、1,000 ㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会
議に諮問して参ります。

それ以外の案件は 1,000 ㎡未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、議案第 4 号 特定農地貸付（市民農園）の承認について審議いたします。
事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

議案書 9 ページの 1 番、地図は、12 ページの特定農地貸付（市民農園）をご覧ください。

この特定農地貸付は、「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」に定められており、いわゆる「市民農園」について、農業委員会の承認が必要ですので、委員の皆様にお諮りするものであります。

なお、この案件は、新規のものではなく、更新の案件であります。

申請地の所在、地目、面積、申請者等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、〇〇に位置する農地で、市街化区域の中にある市民農園であります。

この市民農園は、議案書に記載の申請者が事業主体となり、農業者以外の方が、野菜等の栽培を通して、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めることを目的に、〇〇年前の平成〇〇年に甲府市と協定を結び、平成〇〇年から運営しております。

この市民農園は、区画数は全部で〇〇区画で、〇〇区画当たりの面積は、多少の大小はありますが、基本は〇〇㎡となっており、貸付料は、〇〇㎡あたり〇〇年間で〇〇円で、基本的な区画の〇〇㎡ですと、年間〇〇円になっております。

今回は、〇〇年間の貸付け期間の満了に伴い、更新が必要となり、新たに令和〇〇年までの〇〇年間で継続したいという内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第 4 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、意見もないようですので、採決をいたします。

議案第 4 号特定農地貸付（市民農園）の承認について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この議案第 4 号については決定をさせていただきます。

つぎに、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 10 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

11 ページから 14 ページまでは、5 月 17 日から 6 月 9 日までに受理しました、相続等の 3 条の届出や、市街化区域における農地法第 4 条及び第 5 条の届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 4 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思えます。

つぎに、議案第 5 号令和 5 年 7 月告示分 農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第 5 号 農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

それでは議案第 5 号及び報告第 5 号について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 5 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 2 件、新規設定 3 件、再設定 4 件、計 9 件の申し出がありました。

議案書 15 ページの表は、所有権移転です。

甲運・中道北地区からの申し出がありまして、合計面積は 3,496 m²です。

議案書 17 ページの表は、新規設定です。

玉諸・中道北地区からの申し出があり、合計面積は 10,204 m²です。

中段の表は、令和 5 年度の目標面積 119,200 m²に対し、設定面積は 62,311 m²、達成率は 52%です。

続いて 18 ページの表は、再設定です。

千代田・甲運・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 3,618 m²です。

中段の表、令和 5 年度の目標面積 396,600 m²に対し、設定面積は 49,573 m²、達成率は 12%です。

19 ページ 1 番から 20 ページ 3 番は新規設定です。

20 ページ 4 番から 21 ページ 7 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転の案件を読み上げさせていただきます。

16 ページ 1 番をご覧ください。

譲受け人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しており、甲府市

内で〇〇㎡を耕作しています。〇〇を図る目的で、利用目的は〇〇です。

譲受け人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、16 ページ 2 番をご覧ください。

譲受け人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しており、〇〇で〇〇㎡を耕作しています。当該農地は今まで借りて耕作していましたが、今後も引き続き耕作をしていくため、所有権移転をすることになりました。利用目的は〇〇です。

譲受け人は、1 年以上農業経験のある認定新規就農者であり、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 22 ページから 23 ページをご覧ください。

今月は 4 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

所有権移転などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、所有権移転の 1 番の案件について、甲運地区小松委員から補足説明をお願いします。

○甲運地区（小松委員）

この土地は、今回の申請人の〇〇の土地で、〇〇が〇〇後も申請人が耕作していました。この土地については、相続で申請人の〇〇と〇〇が分けましたが、〇〇が耕作人に〇〇ということをつい最近耕作者が〇〇まして、その土地を〇〇という形の農地でございます。この農地自体はこの人がずっと耕作しておりまして、今回周辺の〇〇で〇〇が欲しいということで調べたところ、〇〇ということをお〇〇に教えられて、〇〇ということなんです。

以上ですがよろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、所有権移転の 2 番の案件について、下曾根地区後藤委員から補足説明をお

願います。

○下曾根地区（後藤委員）

事務局の方から説明があったとおりですが、今までも農地銀行で持ち主の方から農地を〇〇してくださいと〇〇されていたんですが、やっとここで〇〇がついて〇〇ということで、今までもずっと耕作してたんですけど、年齢も〇〇歳で今積極的に農業に取り組んでおり、問題もないのでよろしく願います。

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたら願います。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案 5 号の案件については、決定して参ります。

また、報告第 5 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

つぎに、議案第 6 号 令和 5 年 7 月告示分 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認についてと、関連がありますので、議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成については一括して審議いたします。

それでは議案第 6 号及び 7 号について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書 24 ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、中間管理機構が借り受けた農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和 5 年度から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。農用地利用集積計画については 2 年間の経過措置期間があるため、貸し手から農地中間管理機構への貸付は農用地利用集積計画を定め、農地中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなっています。

議案第 6 号で貸し手から中間管理機構への農用地利用集積計画、議案第 7 号で中間管理機構から担い手への農用地利用集積等促進計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書 24 ページをご覧ください。中道南地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出の申し出が 1 件あり、面積は 593 m²です。

議案書 25 ページ 1 番をご覧ください。記載のとおり、貸し手から農地中間管理機構へ農地が集積されます。貸し手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 26 ページ 1 番をご覧ください。中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ転貸される予定です。

借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

○議長（西名会長）

事務局から 説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第 6 号及び議案第 7 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、議案第 6 号及び議案第 7 号の案件について決定してまいります。

議案第 8 号 令和 6 年度山梨県農業行政施策に関する意見書（案）について 事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 8 号の説明をいたします。

それでは説明いたします。令和 6 年度山梨県農業行政施策に関する意見（案）について付議をさせていただきます。本日の総会で、ご審議をいただいた後に、山梨県農業会議に提出し、山梨県農業会議が、各市町村の意見書をまとめて、山梨県に提出します。

なお、山梨県へ意見をすする項目は、あらかじめ県から、農地の利用の最適化の推進担い手の育成確保と農業経営支援対策、担い手の育成確保と農業経営支援対策、経基法等の一部改正法の施行による課題、その他本県農業農村の発展に向けた施策、の項目が指定されました。

その内容について皆様からのブロック会議でのご意見や書面による意見をまとめさせていただきました。その内容を今からご審議をいただいた上で山梨県への意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、皆様方に付議いたします意見書（案）の内容について、読み上げまして説明させていただきます。

まずは農地の利用の最適化の推進です。

お手元に配付させていただいております内容です。朗読をもって付議をさせていただきますと存じます。

まずは、有害鳥獣害対策についてですが、有害鳥獣被害は、農業収入の減少とともに営農意欲が失われ、農地の遊休化につながるものが懸念され、その影響は深刻化しています。農業者個人が行う防鳥網、電気柵、金網柵などの方法や猟友会による管理捕獲等の対策を講じているものの、鳥獣の行動は広範囲となり、部分的な対策と併せて広域的な鳥獣害防止柵の設置を考える必要があります。この鳥獣害防止柵の新規設置費用は、広域的には個人での対応は負担が掛かり、公共事業として国の補助制度を活用するには、農道や用排水路、ほ場整備等の基盤整備を含めた総合的な事業となり、広域的な鳥獣害防止柵の設置のみの補助事業が無いのが現状であると聞いておりますので、現在の農地の保全を最優先にした喫緊の対策としての補助事業の創設を国に要望する働きかけをお願いします。

次に、農地の利便性の向上についてですが、中山間地域等の農地は、傾斜地のため農業用機械の使用が困難で狭小不整形な農地が多く、将来的にも集積や集約（売買や貸借等）をしにくいいため、遊休農地化する可能性が高い状況にあります。こうした課題を克服するための対策としては、中山間地域農業農村総合整備事業等の国の補助事業の活用により、ほ場整備や農道の拡幅等の基盤整備をすることが考えられますが、これらの地域では、現行の事業採択の要件となる受益面積が少なく、補助申請ができないのが現状のため、小規模の面積でも導入ができる県及び国の事業の創設をお願いします。

次は大項目として、担い手の育成確保と農業経営支援対策です。

お手元に配付させていただいております内容です。朗読をもって付議をさせていただきますと存じます。

まず、50歳以上のU・I・Jターン新規就農者に対する支援についてですが、

新規就農者に対する支援策については、国事業の新規就農者育成総合対策や県単独事業の親元就農者経営安定支援事業がありますが、双方50歳未満が対象になっていません。

しかしながら、就農相談をする者の中には50歳代の働き盛りも多くみられるのが原

状となっています。

つきましては、50歳以上の新規就農者に対する支援の創設をお願いします。

次に、農業者が交流する機会の充実についてですが、新規就農者を含む農業者については、地域内での交流はあるが、他地域の農業者との交流が少なく、情報交換や仲間づくりが励みとなり、他地域の農業者との交流の場がほしいとの声が多くあります。

他地域の農業者同士が交流することで地域特有の栽培方法など、今いる地域では知れない情報を知ることにより、営農意欲や向上心が掻き立てられると考えられます。

このようなことから、新規就農者が取り組む生産性の向上や新たな販売ルートの開拓など農業の発展に資する効果が多岐にわたり展開されていくと考えられますので、県内全域での農業者同士の交流する機会の充実をお願いします。

次は大項目として、経基法等の一部改正法の施行による課題です。

お手元に配付させていただいております内容です。朗読をもって付議をさせていただきたいと存じます。

農地中間管理事業を遂行するための農業委員会への支援についてですが、改正された農業経営基盤強化促進法の施行に伴い農地中間管理機構を利用する方法に一本化されたことにより、事務手続き等に要する労力が増加することが懸念されます。

また、改正された農業経営基盤強化促進法に基づく書式等が明確でないことや、令和7年度に完全移行するための周知活動が必要になります。

これらのことから、事務補助に対する支援及び事務推進に係る早期協議を要望します。

最後ですが、大項目として、その他本県農業農村の発展に向けた施策です。

お手元に配付させていただいております内容です。朗読をもって付議をさせていただきたいと存じます。

非農地判断の徹底における財政的支援についてですが、農業従事者の担い手不足や高齢化の進行により荒廃化する農地が増え、現況が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地については、速やかに非農地判断を行い、適正な地目に変更登記することとされています。

非農地判断事務は、対象農地の現地調査、土地所有者との交渉、地目変更における固定資産税及び法務局担当との綿密な協議など、事務量が多く対象となる面積や筆数も多いため、非農地判断事務の手続きが追い付かない状況です。

今後、非農地判断事務を徹底するように国からの指導が懸念されるため、非農地判断事務を進めるための人材の増員が必要と考え、財政的な支援をお願いします。

以上が、令和6年度山梨県農業行政施策に関する意見書（案）です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から 説明が終わりました。

こちらについても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、意見もないようですので、採決をいたします。

議案第 8 号 について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、令和 6 年度山梨県農業行政施策に関する意見書については、山梨県農業会議に提出してまいります。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、6 月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後 4 時 40 分 閉会